

第 2 章

近代化への再出発 (一九七九〜八二年)

カーター米大統領と語る鄧小平副総理
(1979年1月29日、ワシントン)
(新華社=中国通信)

1 鄧小平権力の確立

(1) 時代の概観

一九七八年十二月に開かれた党十一期三中総会は、党の活動の重点を近代化建設に移すことを決定し、改革・開放の方針を明確にすると同時に、七六年の天安門事件の完全な名誉回復を決定した。このことにより、鄧小平の復活が完全なものになり、鄧小平時代が始まったといえることができる。

一九八二年九月の党十二回大会で鄧小平の権力が確立するまでに次の三つの課題を解決することに努力がなされた。

第一に、徐々に縮小させてきた華国鋒の権力について、名目的にも最終的に党主席と國務院総理から解任することである。これは、一九八〇年二月に胡耀邦が党総書記に任命され、九月に趙紫陽が國務院総理に任命され、最後に八一年六月には華国鋒の党主席辞任請求が承認され、胡耀邦が党主席に選出されることでようやく解決された。

第二の課題は、これまでの反右派闘争や文化大革命の中でレッテルを張られ、政治的に差別さ

れ迫害されてきた人々の名誉回復を図り、大量の幹部と知識分子を仕事に復帰させて、政治を正常化することである。この手続きの一環として、文化大革命に法的な決着を付ける目的で、一九八〇年十一月から八一年一月まで「林彪、江青反革命集団」の主犯に対する特別法廷が開かれて江青と張春橋に死刑が宣告された。

また、中国の今後の近代化建設の中で、毛沢東と毛沢東思想をどのように位置づけるかが大きな問題になる。このために党内で慎重な議論が進められて、一九八一年六月の党十一期六中総会で、「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」が採択された。

第三の課題は、華国鋒の「洋躍進」にストップをかけて、近代化政策の新しい枠組みを構築することである。まず、「調整、改革、整頓、向上」の方針のもとに、三年間をかけて経済の調整を進めることになった。

そして、これまでの鉄鋼を中心とした重工業優先発展方式が、バランスのとれた発展の方針に転換された。政治動員方式が否定されて、経済の論理が尊重された。さらに、中国経済の現状を厳しく見つめ現状を客観的に認識する「国情」研究に力が入れられ、これを基礎にして、一九九〇年に工農業総生産額を八〇年の二倍に、今世紀末に四倍とする（年七・二%の成長となる）、「四倍增」計画が策定された。

一九八二年までに農業部門では、農家経営負債制が急速に普及し、農業生産が急伸し、人民公社制度を瓦解に導くという、経済改革の当初の予想をはるかに越える進展が見られたのである。

(2) 「真理の基準」をめぐる論争

鄧小平は、一九七七年七月の党十一期一中総会で党中央副主席、國務院副総理、中央軍事委員会副主席、総参謀長という失脚前の地位を回復した。しかし、華国鋒主席が七七年二月に提起した「二つのすべて」(第一章参照)という基本方針がある限り、七六年天安門事件に関する名誉回復は不可能であり、完全な権力回復も不可能であった。

このため、鄧小平は、一九七七年四月には華国鋒主席と党中央に手紙を書き、正確で一貫した毛沢東思想で党と政府の事業を指導すべきである、と主張した。さらに五月には中央弁公室の二人の役員に、「『二つのすべて』はいけない」と語った。⁽¹⁾

この問題の解決に取り組んだのが胡耀邦であった。胡は一九七七年十月に中央党校第二副校長に就任し、さらに十二月には中央組織部長も兼任した。胡耀邦は「二つのすべて」で復活が困難である多くの失脚幹部の復権要求の声を利用しながら仕事を進めた。

胡耀邦は、一九七八年五月十日、思想文化担当の中央副主席汪東興と中央宣伝部長張平化の干渉をさけるために中央党学校の内部刊行物である「理論動態」に「真理を検証する唯一の基準は実践である」という論文を発表させ、これを翌日の『光明日報』に特約評論員論文として発表させた。翌十二日には『人民日報』と『解放軍報』が掲載し、「二つのすべて」か「実践」かをめ

ぐる「理論論争」は、鄧小平、胡耀邦グループと、華国鋒、汪東興グループの全面的な政治対決の様相を呈してきた。

この中で重要な意味を持った動きは、羅瑞卿総参謀長が校閲した論文が『解放軍報』六月二十四日に「マルクス主義の基本原理」という題で掲載され、「実践」派支持を明確にしたこと、各地方幹部が次々と「実践」論支持を表明したことである。

十二月、党十一期三中総会で華国鋒は実践が真理を検証する唯一の基準であることを認め、「二つのすべて」を誤りと認めこれに対する責任を認めるに至った。胡耀邦はこの会議で、党中央秘書長兼中央宣伝部長に任命された。

(3) 西単民主の壁

一九七八年秋から七九年春まで、壁新聞(大字報)が西単と長安街の交差点付近に大規模に張り出されて、これが全国のニュースとなり、中国の政治に大きな影響を与えた。

共産主義青年団中央の雑誌であり、文革以来停刊されていた『中国青年』が一九七八年九月復刊されることになり、復刊一号は天安門事件の名誉回復要求を中心としたものであったため、宣伝部門担当の汪東興が発行禁止を指示した。これに対して『中国青年』誌の職員は八月に王府井や西単の繁華街に見本刷りを張り出し、これに抗議した。これが全国の話題となり、華国鋒が汪

東興に指示の撤回を命ずるに至った。九月十一日「中国青年」復刊一号が発行され、部数はこの事件のため二七〇余万冊に達した。⁽³⁾

折から、これまでに受けた不当な罪状について名誉回復を訴えるために北京に来る人（上訪者）が多くなり、これらの人々がこの事件に倣って西単を中心に壁新聞を張るようになった。十一月十日から党中央工作会議が始まり、十五日中共北京市委員会が一九七六年天安門事件を革命的行動と認めたため、事件の責任追究、毛沢東の欠点批判など、政治的内容のものが多くなってきた。十一月二十五日の晩、貴州から来た「啓蒙社」社員が市内各所に「文革を再評価せよ、毛沢東の七割は誤り」という大スローガンを張り出し、一躍内外の関心を集めるようになった。

十一月二十五日の晩から、西単の壁の前で自発的な「民主討論会」が開かれるようになった。二十七日には、同所でカナダの記者が鄧小平の「民主の壁」評価の発言を伝え、熱気が大いに盛り上がった。一方上海ではすでに十一月二十二日から人民広場で連日討論集会が開かれるようになり、この種の活動は全国主要都市に広まった。

十二月五日、「金生」署名の「第五の近代化——民主及びその他」と題する壁新聞が張り出され、民主化が次第に議論の中心問題になってきた。十六日にはガリ版刷りの「四五論壇」一号が張り出され、「民主の壁」、「今日」、「北京の春」などの自主発行の雑誌が次々に発刊された。一九七九年一月一日には「中国人権同盟」が結成され、六日「中国人権宣言十九条」を張り出した。九日には「金生」すなわち魏京生が中心となった『探索』誌が発刊された。『探索』はマルクス

主義を否定する最も過激な立場をとるものであった。この時期北京では約五五種、北京以外では二六都市で一二七種の雑誌が刊行されたとみられている。

一月八日、傅月華という女性が「公民上訴団」約一〇〇人を率いて天安門広場でデモを行ない、十八日、「社会治安攪乱」の嫌疑で「收容審査」のため拘留された。これに反対する壁新聞が増え、「啓蒙社」、「中国人権同盟」や、各雑誌グループはこのケースを人権と民主の中心テーマと位置づけて、公安局に釈明を迫り、外国人権組織もこれに注目するようになった。このため三月はじめから取り締まりが始まり、三月三十日、鄧小平が「四つの基本原則を堅持しよう」という講話を発表し、「民主の壁」の主要組織のリーダーが逮捕された。二十九日魏京生は外国人に中国・ベトナム戦争の情報を提供し、二〇元を受け取ったとして逮捕され、十月、一五年の懲役の判決を受け、十一月上告が棄却されて刑が確定した。

(4) 四つの基本原則

こうした「民主の壁」の動きは、党内権力闘争の動きと密接に結びついていた。党の中央工作会议が一九七八年十一月十日から十二月十三日まで開かれ、華国鋒、汪東興の議事進行に対抗して、鄧小平、胡耀邦は復活を要求する党の元老たちと開明的知識分子の参加を勝ち取り、「民主の壁」の圧力を利用して、華国鋒、汪東興に対する勝利を勝ち取った。

その結果を確認する党十一期三中総会は、活動の重点を近代化建設に移すこと、継続革命の理論を事実上否定し、「階級闘争を要とする」というスローガンの使用の停止を決定した。幹部に對する個別案件専門審査機構を廃止し、汪東興を中央弁公庁主任から解任し、汪東興から幹部審査権を奪った。これに代わって胡耀邦が中央秘書長になり、中央宣伝部長を兼任し、組織とイデオロギーの管轄権が胡耀邦に集中された。陳雲が党副主席に昇格、党主席は華国鋒、副主席は葉劍英、鄧小平、李先念、汪東興、陳雲となったが、汪東興の実権が失われて、華国鋒の実権は大幅に縮小することになった。

一九七八年は、中国外交が正常化に向けて動き始めた年であり、八月には日中平和友好条約が調印され、七九年一月一日には米中国交が成立した。一月二十九日から二月五日まで鄧小平副総理はアメリカを訪問し、そのあと六日から八日まで日本を訪問した。こうして、米日両国とASEANなどへの根回しに努力したあと、二月十七日から三月十六日にかけて、ベトナムにたいして「自衛反撃」戦争が發動された。これは、ソ連の後押しの下にカンボジアを侵略していると中国が見るベトナムに「懲罰」を加えるためのものであり、中国の西側における一定の国際地位確保のために發動されたものであったといえよう。ベトナム内部に侵攻する戦争では中国軍は相当な苦戦を強いられたと見られる。

中国政治の面から見ると、外交は華国鋒総理と鄧小平副総理が手分けして行なうことになっていたが、その能力、特に軍の支配においては両者の力量の格差は段違いで、鄧小平の実権は大い

に強化されることになった。

こうした状況の下で、注目を集めた「民主の壁」と、それに対する鄧小平の支持は、西側諸国の中国評価アップと鄧小平の評価向上におおいに貢献することになった。また同時に、一九七

九年一月十八日から四月三日まで、党中央が理論問題談論交流会（「理論問題務虚会」）を開いた。

これは葉劍英副主席が、各種の意見を出し合い、民主的に十分討論して認識を統一することを提唱したもので、第一段階では中央と北京の理論・宣伝部門から約一〇〇〇人が参加、四グループで討論し、第二段階では地方から参加を求め、合計四〇〇〇〜五〇〇〇人に上るという大規模なものであった。この会議でも「民主の壁」の議論との相互交流の動きが見られた。

こうした党内での思想開放の進行により、議論が党の枠組みから逸脱する可能性が生じてきたこと、「民主の壁」の議論と各種自主組織が民主と人權を勝ち取るべく行動にでてきたこと、ベトナム侵攻作戦が一段落して「民主の壁」を通じた西側へのアピールの必要性が低下したこと、などにより、民主化要求グループへの取り締まりが本格化することになった。三月六日、上海市公安局は「社会の政治安定を保護し、人民大衆の民主権利を保護し、社会主義法制を強化することに関する通知」を出し、取り締まりが開始された。

三月三十日、理論問題談論交流会の総括演説で、鄧小平副主席は、民主化要求勢力を名指して非難し、「四つの近代化」実現の根本前提として、思想上政治上的ならず次の四つの基本原則を堅持しなければならないと述べた。第一は、社会主義の道を堅持すること、第二はプロレタリア独

裁を堅持すること、第三は共産党の指導を堅持すること、第四は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持すること、である。⁽⁶⁾

この演説で鄧小平は、「中国式の近代化」という新しい考え方を提起しており、「四つの基本原則」は、改革・開放とともに、この施政大方針を支える二つの柱の一つとなるものであった。

(5) 華国鋒の退場

一九七八年十二月の党十一期三中総会で基本路線問題を解決し、七九年二―三月の中越戦争で中国の国際的立場の問題に決着をつけ、七九年春になっていよいよ「洋躍進」で国力を無視して展開されている経済政策の調整が課題となってきた。

三月二十一日から開かれた党中央政治局会議で、三年の時間をかけて経済の調整を進めることになった。このために七月に國務院財政經濟委員会が設置されて、陳雲が主任に、李先念が副主任、姚依林が秘書長に任命された。このことは、石油派の余秋里国家計画委員会主任と康世恩国家經濟委員会主任の經濟政策支配権が失われたことを意味していた。

一九八〇年七月二十二日、『人民日報』は七九年十一月二十五日の「渤海二号」掘削船沈没事件を初めて報道した。七二人が死亡、直接損失三七三三五万元に達した、としてこれを非難したもので、八月二十五日これにより石油工業部長宋振明は解任され、これを監督する立場にある康世

恩副総理は大過失記録処分を受けた。同時に余秋里副総理は国家計画委員会主任から新設のエネルギー委員会主任に格下げになり、姚依林が国家計画委員会主任に就任し、一時経済政策を支配した「石油派」の実権は完全に失われてしまった。

同じく一九八〇年六月十五日、『人民日報』は、山西省昔陽県の「西水東流」プロジェクトの中止決定を報道し、自然条件と経済効果を無視した愚かなことを行なってはならないとこれを非難し、昔陽県の指導者の行為を暴露する記事が相次ぎ、九月十日全人代常務委員会は、陳永貴副総理の辞職願いを受理した。紀登奎副総理はすでに四月に解任されており、「大秦派」の首脳である華国鋒総理も辞職願いを出さざるを得なくなり、九月十日辞任が承認され、趙紫陽が國務院総理に選出されたのである。

一九八〇年二月に開かれた党十一期中総会は、ミニ「四人組」と言われた汪東興、紀登奎、吳徳、陳錫連の党中央政治局員などからの職務辞任願いを受理し、党、政府の職務を解任することを決定した。同時に胡耀邦と趙紫陽を政治局常務委員に選出した。これにより華国鋒党主席の党内の支持勢力はほとんど失われてしまった。

一九八一年六月、党十一期六中総会で華国鋒主席の辞任要請が受理され、胡耀邦が党主席に選出され、華国鋒は政治の舞台から去ることになった。華国鋒党主席辞任までに時間がかかったのは、あくまで本人の自由意志による辞任という形を取るために、周辺の体制を固める必要があったからだという。⁽⁷⁾

2 文革の清算と被害者の名誉回復

(1) 四人組の摘発と清算

華国鋒政権の下で、四人組の罪状を暴露してその各方面での勢力を肅清する作業が進められた。第一段階では権力奪取の陰謀と罪悪行為の暴露が行なわれ、一九七六年十二月十日、中国共産党中央委員会は四人組「反党集団罪状証拠（その一）」を通過した。第二段階は四人組の反革命の真の姿とその罪状を歴史的に暴露することにおかれ、七七年三月六日、「反党集団罪状証拠（その二）」が通過された。第三段階は四人組の反革命理論批判で、このために七七年九月二十三日「反党集団罪状証拠（その三）」が通過された。

華国鋒指導部は「二つのすべて」という枠組みを堅持し、毛沢東主席に批判が及ばないように、四人組の本質は極右であると規定したため、理論的に限界があった。鄧小平は一九七八年六月全軍政治工作会议で、四人組を深く批判するためには林彪批判と結びつけなければならないと、その限界を指摘した。

一九七七年八月の党十一回大会で、四人組とそのグループの審査摘発は年内に完了させるとし

た。七八年八月までに、二九省、市、自治区の責任者のうち九人(三分の一)が解任され、また林彪、四人組によって無実あるいは誤った処分を受けた幹部の職場復帰も進められた。

(2) 幹部復活の推進

一九七七年十二月十日、党中央組織部長の郭玉峰が解任されて、胡耀邦が組織部長に任命された。胡耀邦は幹部の名誉回復と復活に大いに力を入れた。七八年三月中央組織部は会議を開き、幹部問題では、結論を出すことを急ぎ、仕事のないものには仕事を分配する、すでに死去したも
 のには正当な結論と処理を行なう、家族への配慮も行なう、との方針を決めた。

同時に一九五七年反右派闘争で右派分子とされた人々の名誉回復が進められ、七八年四月五日その全ての右派分子について名誉回復を行なうことを決定した。この名誉回復は八〇年に完了し、五三万三〇〇人が冤罪とされ政治的に名誉を回復した。誤認率は九七％に及んだが、三％は右派分子としての判定が覆されなかった。⁽⁸⁾

(3) 重要案件の解決

一九七八年十一月十二日、党中央工作会議で陳雲は、薄一波、陶铸、彭德懷、鄧小平などの名

前を挙げて、名誉回復を迫り、党十一期三中総会の主題の一つは、高級幹部の名誉回復となった。会議前後の名誉回復の主な内容は以下のとおり。

① 高級指導幹部。会議期間中に、鄧小平、彭德懷、陶鑄、薄一波、楊尚昆、が名誉を回復した。これに次いで、賀竜、彭真、譚震林、羅瑞卿、陸定一、等が名誉を回復した。また文革前に批判された習仲勳、黄克誠、鄧子恢、なども名誉を回復、さらに、党の初期の指導者である瞿秋白、張聞天、李立三等も名誉を回復した。このことは、これまでの中国共産党の歴史が大きく書き直されなければならないことを意味していた。

一九八〇年二月の党十一期五中総会は、劉少奇に対する六八年十月の党八期十二中総会の決定を破棄し完全な名誉回復を宣言し、劉少奇実権派指導部を打倒するための文革が完全な誤りであったことを公認した。

② 中央部門に対する根拠のない批判の誤りを認める。「中央宣伝部は閻魔御殿」のたぐいの非難について行なわれたもの。

③ 地方で発生した主な事件に対する名誉回復。武漢七・二〇事件、雲南沙甸事件、「新内人党」事件、「内蒙古二月逆流」事件、など。

④ 文革中、初歩的統計では、反革命罪で死刑となったもの一万四〇二人、その他も含めて二万三九二一人が死刑に処せられた。これらの案件を全面的に審査し直し、事実にして誤った判決を正した。

⑤ 党外人士で、相次ぐ運動で迫害を受けた人々、呉晗、馬寅初、費孝通など多数の名誉回復。国民党から寝返った四五万四〇〇〇人の人々への無実の罪の是正と職業確保。

⑥ 文革前の誤った政治事件についての名誉回復。一九五五年の「胡風反革命集團事件」、五年の、右翼日和見主義分子事件など。

一九八二年末にこれらの名誉回復事業は一段落した。党中央が承認した大きな冤罪不当判決は三〇余件、全国で約三〇〇万人の幹部が名誉回復を果たし、四七万の党員が党籍を回復し、一〇〇〇万単位の幹部と大衆がいわれなき受難から解放された、とされる。⁽⁹⁾

(4) 階級政治差別の廃止

党の政治路線変更を反映して、地主、資本家への政治参加を認めない、等の階級区分による政治差別を軽減する措置が実行された。

一九七九年一月十一日、「農村人民公社工作条例（試行草案）」に基づいて、党中央は、地主、富農の呼称を取り消し、本人とその家族が人民公社社員として一切の政治差別を受けないものとした。四四〇万人の地主、富農のレットルが取り除かれ、全部で少なくとも二〇〇〇万人が差別を受けない生活を送れるようになった。

一九七九年十一月には、元工商業者として資本家階級に組み入れられていた、七〇余万人の元

小商人、小手工業者を、勤労者の身分に戻すことを決定した。

一九七九年春には農村に下放されていた青年が都市に大挙して戻る動きが生じ、大きな社会問題になった。八〇年八月には党中央が全国労働就業会議を開いて、八一年末までに二六〇〇万人の就職を確保し、農村からの帰還問題を解決した。

(5) 「林彪、江青反革命集団」裁判

一九七八年十二月の党十一期三中総会では、法制重視が強調された。民主と法制の回復と健全化の努力が開始され、七九年二月、全国人民代表大会（以下、全人代と略）常務委員会法制委員会が設立され、六月の人民代表大会では中央と地方政府の「組織法」、全国と地方人民代表大会「選挙法」、人民法院と人民検察院の「組織法」、「刑法」、「刑事訴訟法」が採択された。これを基礎に八〇年には全国で県クラスの直接選挙が展開された。八〇年一月には中国共産党に党中央政法委員会が設置された。

これにより、林彪と四人組に対する裁判遂行の条件が整った。一九八〇年九月二十六日、党中央は「林彪、江青反革命集団の裁判に関する通知」を出し、九月の人民代表大会常務委員会で江青、張春橋、姚文元、王洪文、陳伯達、黄永勝、吳法憲、李作鵬、邱会作、江騰蛟の一〇名を起訴することが発表された。

十一月二十日最高法院特別法廷が開廷し、一九八一年一月二十五日判決が下された。江青と張春橋は死刑、執行猶予二年、終身公民権停止、あとの被告は懲役二〇年から一六年で、政治権利剝奪は王洪文が終身であとは五年となっていた。すでに死去していた康生と謝富治にたいしては、八〇年十月十六日、党中央が彼らに対する党籍と追悼の辞を取り消しその罪状を公布した。

(6) 歴史決議

以上の動きから、一九七八年の党十一期三中総会以来の各種政治受難者の名誉回復は、文革を中心としながらも、解放以後、さらに解放以前にもさかのぼるものになっていることがわかる。このために、また八〇年代の政治建設の基礎を固めるためにも、解放以来の党の歴史における文革を中心とする各種の事件に対する評価を確定する必要がある。あつた。

一九七九年十一月からこの文書の起草準備が鄧小平、胡耀邦の下で進められ、八一年六月の党十一期六中総会で「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」が採択された。

この決議は、文革を、一九六六年五月から七六年十月までの一〇年間とし、これは毛沢東が発動し、指導したもので、この運動の理論はマルクス・レーニン主義にも中国の実際にも合わない完全に誤ったものである、と断定した。また文革は、指導者により誤って発動され、反革命集団によって利用され、国家と各族人民に重大な災難をもたらした内乱である、とした。

また毛沢東思想は、マルクス・レーニン主義の中国における運用と発展である、と評価し、毛沢東の晩年の誤りと毛沢東思想を分離した。

注目される観点は、反右派闘争は、拡大化の誤りはあったが、この闘争は必要であったとしていること⁽¹⁰⁾で、これには鄧小平の強い意向が反映している。

3 八〇年代目標の設定

(1) 中国式近代化目標と国情

今世紀内に四つの近代化を実現し、中国を社会主義の強国に築き上げることは、毛沢東、周恩来の遺言であり、政権担当者としての当然の責務である。鄧小平党副主席は、一九七九年三月三十日、四つの近代化を実現するためには、四つの基本原則を堅持しなければならない、と強調し、経済建設は、「中国式の近代化」の道を歩まなければならない、と指摘した。

その際必ず考慮しなければならない重要な特徴として、第一に中国経済の底が浅いこと、第二に人口が多く耕地が少ないこと、をあげた。いわゆる中国の「国情」に合わせた「中国式の近代化」論の登場であり。これが鄧小平の政権担当演説に当たるものであった。

九月には国務院財政經濟委員會の下に四つの經濟問題調査グループが組織されたと報道された。經濟体制改革研究グループ、經濟構造研究グループ、技術導入研究グループ、經濟理論・方法問題研究グループがそれで、新たに一九七七年十一月に設置された社会科学院の經濟關係の研究所とともに、經濟政策立案のための国情研究が一斉に開始された。

中國經濟の現状について初めて調査が行なわれ、中國經濟の深刻な現状が浮かび上がってきた。⁽¹⁾ 問題点としては、主として次の五項目が指摘された。

第一は人口問題で、人口の基数が大きく、自然増加率が高いため厳しいコントロールを長く続けなければならない。學術的研究によれば水、エネルギー、環境、經濟水準を考慮すれば二十一世紀八〇年代に六億七億人になるべきである、という結論がでた。しかし、八三年以降人口の老齡化問題が考慮に入れられ二〇四〇年頃に一三億一四億人のピークに達し、以後やや減少というモデルが支持されるようになった。

第二に、国土が大きく、自然資源は豊富であるが、利用できる土地、特に耕地が少なく、一人当たり利用可能資源量が少ない。

第三に、經濟建設により相当な物質基礎を固めてきたが、依然として基礎が弱い。特にエネルギーと交通・運輸のボトルネックが深刻である。

第四に、教育、科学、文化水準は、解放後向上したものの全般的に近代化の要請に答えられない状況にある。

第五に、社会制度面では社会主義国であるが、まだ発展途上の社会主義であり、経済改革と政治改革により解決しなければならぬ問題が多い。

(2) 四倍増計画の策定

鄧小平は、一九八〇年一月十六日、「当面の情勢と任務」と題する講話を行ない、八〇年代の成長目標を提起した。それによると、「四つの近代化」目標に関して、中国の国情の下では、長期間の刻苦奮闘の後にやっと先進国に追いつけるだけであり、中国の国情を反映した中国式の近代化でしかあり得ない、と強調し、「今世紀末に一人当たり一〇〇〇ドルにできればまずまず（小康）の水準であろう」と述べた。

党内では、この「小康」構想について活発な研究が開始され、三月から四月にかけて長期計画座談会が開かれた。これらの議論を集約した姚依林の六月十二日の講話によると、論点は次のようになっている。⁽¹²⁾安定した政治局面を実現するために、安定的な成長速度が必要である。たとえば速度を五%とするなら、実際に遅いとわかれば五・五%あるいは六%にすることもできる。余地があつて超過達成できる計画が良く、最近鄧小平同志は七%、八%に少なくとも六%でもよいと述べた。胡喬木同志は五%でも恥ずかしくはないと述べた。鄧小平同志は「小康」水準を一〇〇ドルと述べたが、その後の長期計画座談会ではそれに幅を持たせて七〇〇〜八〇〇ドルから

一二〇〇ドルも「小康」水準であるとした。

以上の議論の紹介を見ると、近代化目標に対する多様な議論が進められるようになってきたこと、GNP一〇〇〇ドル目標が高すぎるという意見が多い、ということがわかる。

第六次五カ年計画策定の中で八〇〇ドル目標が定着し、後に鄧小平が「二〇〇〇年に八〇〇ドルでも大したものだ」と述べ、このコンセンサスを確認している。⁽¹³⁾

このように一九八〇年には、八一年からの第六次五カ年計画の準備が積極的に進められた。しかし、八一年からの調整強化政策の全面展開により、計画策定は八二年にまでずれ込んだ。

一九八二年九月の党十二回大会で胡耀邦総書記は四倍增の経済発展戦略の目標を明らかにした。目標は八〇年の工業総生産七一〇〇億元を二〇〇〇年には二兆八〇〇〇億元にすることで、すなわち二〇年間で四倍增を実現、これは年率七・二%の成長となる。GNPペースでは一人八〇〇ドル程度になると試算された。

(3) 政治体制改革の提起

一九八〇年一月十六日、鄧小平は、党中央が召集した幹部会議で、中国が実現すべき八〇年代の三つの課題を提起した。それは、第一に国際面で、覇権主義に反対し、世界平和を守ること、第二に何とかして台湾の祖国復帰・祖国の統一を実現すること、第三に、四つの近代化建設をし

つかり行なうこと、であるとし、その核心は近代化建設にある、と述べた。

この講話の中で、すでに一九八〇年代の事業遂行の大前提として、党の指導を堅持し、改善することがあげられていたが、さらに八月十八日の中央政治局拡大会議での講話、「党と国家の指導制度の改革」で、政治体制改革の意欲的構想を明らかにした。

八月の講話の中で鄧小平は、経済で発達した資本主義国に追いつくこと、政治では資本主義国の民主より、より高度で実質的な民主を創造すること、これらの国家より、より多くのより優秀な人材を育成する、という目標を提起した。克服さるべき現象として、官僚主義、権力の過度の集中、家父長制、指導幹部の終身制、さまざまな特権、をあげ、封建制の影響とブルジョア思想の影響とともに克服さるべきものであると強調した。

具体的改革案として次の六項目があげられた。

- ① 憲法の改正。人民の国家と各種事業への管理権の保障、公民権の保障、民族区域自治の保障、人民代表大会制度の改善。
- ② 党中央に、規律検査委員会ほかに顧問委員会を設置する。
- ③ 国務院、地方政府の事業権限の強化。中央、地方政府の決定、文書作成は党各級組織の指示に拠らない。
- ④ 党委員会指導の下における工場長（社長）責任制を徐々に改めて、工場管理委員会、役員会等の指導と監督の下での工場長（社長）責任制を¹⁴実行する。

⑤ 各企業・事業単位は職員労働者代表大会を設立し、重要問題について討論・決定を行ない、職にふさわしくない役員を罷免を上級に提案し、一定範囲の役員を選挙する。

⑥ 党委員会は、集団指導と個人分業責任制を結びつけた制度を実行する。

この鄧小平の講話は、一九八〇年八月三十一日の中央政治局会議で討論され、承認、通達されたため、改革のムードは大きく盛り上がった。この講話の精神にもとづいて各種討論会が開かれ各種政治改革案が活発に議論された。

特に、一九八一年の予定では、党十一期六中総会で「歴史決議」を行ない、人民代表大会では憲法を改正し、近代化計画を盛り込んだ第六次五カ年計画が採択される見込みであり、八〇年の各種の意欲的な改革案は庚申の年にちなんで「庚申」改革と呼ばれた。

しかし、年末には経済調整の強化を迫られることになった。ポーランドでワレサ議長の「連帯」が結成され、社会主義の平和的変質の危機感が強調されるようになったこともあり、十二月の中央工作会議では、経済調整の強化、安定団結と「ブルジョア自由化」反対が主題となり、改革ムードは急速に失われ、政治改革の課題は先延ばしされることになったのである。

4 経済の調整と再調整

(1) 一九七九年の調整

一九七九年一月はじめ、陳雲党副主席が最初に、建設規模が過大に設定されているので、七九年の計画を調整すべきであると指摘した。三月、党中央が七九年計画と経済調整を討論したとき、陳雲が重要講話を行ない六点をあげて調整の基本方向を示した。三月三十日鄧小平は、中国の「国情」に合わせた「中国式の近代化」⁽¹⁵⁾ を実行することを提起した。

このような陳雲、鄧小平の指針を受けて、一九七九年四月には党中央工作会議が開かれ、「調整、改革、整頓、向上」の八字方針が決定され、三年前後の時間をかけて経済の調整を行なうことを決定した。このために、七月一日國務院財政經濟委員会が設置され、陳雲が主任に、李先念が副主任に、姚依林が秘書長に任命され、九人の副首相と部長が委員に任命された。

六月に開かれた全人代五期二回会議で、華国鋒総理は、政府活動報告の中で、三年間の経済調整では、次のようないくつかの政策を実行する、と述べた。

①食糧とその他農副産品生産を、人口の増加と工業の発展にたいしてバランスがとれるように

伸ばす。②軽工業、紡織工業の生産の伸びを、重工業の伸び、国内購買力の伸びに合わせるよう高める。③燃料と動力、交通運輸の緊張した状況を緩和させる。重工業部門は増産と同時に質を高め、品種を増やす。④基本建設は、断固として規模を縮小し、力を集中してせん滅戦を行ない、工事の質を高め、コストを下げ、建設期間を縮小する。⑤農民の平均収入と職員・労働者の賃金を、引き続きある程度高める。

これらの政策は、「洋躍進」の重工業中心の高成長政策をはっきりと転換して、軽工業を伸ばして大衆の生活を安定させる「休養一服」政策を採用したことを示している。

(2) 調整政策の問題点

一九七九年にとられた調整政策の主なものは次のようなものであった。

① 食糧買付け価格を二〇%引き上げ、供出割り当て超過分はさらに五〇%割り増しとする。その他農産品買付け価格も引き上げた。これに合わせて、十一月から都市の副食品の小売価格を三〇%ほど引き上げ、職員・労働者一人に月五元の副食品手当を支給し、四〇%の職員労働者の賃金を一級引き上げた。一部食糧作付けを経済作物に転換させるため、この年には食糧輸入を三五万トン増やした。

② 消費財を増産するために、原材料と燃料・動力等を、軽工業・紡織工業に優先的に供給す

る措置をとった。原材料の輸入を一七%増やし、重工業と軍需工業の一部を消費財生産に転換させた。

③ 石炭と石油については、長年無理な増産努力と、建設・維持・補修の手抜きが累積しているため、生産の調整に入った。毎年のエネルギー省力化目標を実行することになった。

④ 基本建設投資の抑制では、一九七八年に三六・五%にも達した蓄積率を二五%にまで引き下げるのが目標とされた。四月の中央工作会議では、七八年末に一七二三に達していた大中型基本建設項目を、まず一三〇〇に圧縮し、さらに年内に一〇〇〇にまで削減することを決めた。

⑤ 収入の調節面では、一九七九年には農民の総収入が一〇八億元増えた。十一月に、都市副食品の価格を引き上げたが、年末で財政収入にならず、財政赤字が増えた。給与所得者の総収入は六〇億元増えた。

しかし、このような調整政策の展開は、政府の思惑どおりに展開せず、財政赤字が一九七九年に一七億一億元、八〇年に一二八億元と二年連続で急増し、八〇年には三〇年来年率一%しか上がらなかった小売物価が六%も上昇し、インフレへの危機意識が高まり、八一年からあらためて調整強化に取り組むことを余儀なくされることになった。

こうした一種の経済危機が現われた要因としては次のようなものがあげることができる。

第一に、一九八〇年夏は、「石油派」が経済運営の中枢から撤退し、総理に趙紫陽、国家計画

委員会主任に姚依林、財政部長に王丙乾などの経済テクノクライトが就任する交替期に当たっており、直ちに強力な経済政策を展開することは困難であった。

第二に、これに関連して、外国から導入した宝山製鉄所のような巨大プロジェクトを中止する決断には、中国の国際信用にも関わるため手がつけられなかった。

第三に、一九八〇年には、鄧小平が意欲的な政治体制改革構想を打ち出すなど、改革フィーバーが盛り上がって、経済の調整が貫徹しにくい状況が持続していた。

(3) 調整強化へ、陳雲の決断

一九八〇年十二月に開かれた党中央工作会議で、陳雲は一四点にわたる意見を述べ、「調整では十分に後退すべきだ」、「今健康で冷静な調整を恐れる必要はない」、「これで数年立ち後れる」との議論もあろうが、アヘン戦争以来、中国の経済はすでに一〇〇年の時間を無駄にしてきた。

しかも、今回の調整はなんら立ち後れでもなく、調整しなければさらに大きな立ち後れを生ずることは間違いない」と力説した。また改革については、「はじめはゆっくり小幅に歩む方がよい」、「改革は調整に有利であるべきだ」と述べ改革にもブレーキをかけた。鄧小平は、「私は陳雲同志の講話に完全に同意する」と述べ、調整強化の方針が決まった。

調整強化政策として、一九八一年から三つの政策が展開された。

① 財政収支均衡の実現。一九八一年の基本建設の規模を四五%カットし、国家予算による直接投資を六〇%カットした。このために、外国から導入したプラントを含めた大型プロジェクトの中止が不可欠となった。

② 物価水準と消費需要の抑制。一九八〇年十二月七日から小売価格を凍結した。政府機関と企業の社会集団支出を抑制した。

③ 行政介入の強化。一九八一年二月、政府は「財政収支を均衡させ財政管理を厳格にする」八項目の決定（「財政八条」）及び「預金・貸付け管理を強化し、通貨発行を厳しく抑制する」八項目の決定（「銀行八条」）を公布した。

調整強化政策の効果としては、第一に基本建設投資を対前年二〇%減に抑え込んだ。建設中止項目を見ると、一九七九、八〇の二年間四一五件の建設項目を中止したがその一件当たりの所用投資規模は二三〇〇万円であった。これに対して八一年上半期だけで一五〇件の建設項目を中止一件当たりの所用投資額は三億二〇〇〇万円と、大規模なものに集中していたことがわかる。

一九八一年の経済は、表2・1見られるように、重工業はマイナス四・七%だが、軽工業は一四・一%、工業全体では四・一%の伸びで、大手術を行なった年にしては、まずまずの実績をあげた。財政収支は二六億元の赤字に止まり、物価上昇率も二・四%に止まった。外国から導入したプラントの破棄または延期という大きな痛みを伴う調整強化政策の展開によって、中国政府はようやく七八年の「洋躍進」の束縛を脱して、財政再建と新しい経済政策展開への主導権を

表2-1 中国の部門別・時期別経済指標 (1977~85年)

(対前年同期比増加、%)

年	工業 生産額	農業 生産額	重工業 生産額	軽工業 生産額	農業 生産額	輸出入 総額	輸出 総額	輸入 総額	財政 収入	基本建設 投資	小完 備
1977	10.7	14.3	14.3	14.3	1.7	10.1	10.6	9.6	12.6	1.6	2.0
1978	12.3	24.6	15.6	20以上	9.0	39.5	28.5	51.0	28.2	31.6	0.7
1979	8.5	4.2	7.7	9.6	8.6	43.2	26.8	59.9	△1.6	4.2	2.0
1980	7.5	8.5	6.0	24.2	3.9	42.1	40.1	43.9	7.8	△1.6	6.0
1981	4.6	0.8	1.4	18.4	6.6	20.2	35.5	7.8	22.7	7.9	2.4
1982	8.8	4.1	△4.7	11.6	6.6	18.8	33.7	24.8	△0.4	△20.7	1.9
1983	10.2	10.1	9.5	14.1	11.1	15.4	10.2	10.0	3.2	25.4	1.5
1984	15.2	8.8	12.2	5.4	9.6	△5.4	1.5	△12.4	11.1	17.0	2.8
1985	16.8	11.6	12.4	8.7	17.6	4.7	△0.5	△2.9	20.2	25.1	7.0
1981 実績年 平均	11.0	10.8	9.7	12.0	11.7	12.8	8.6	16.1	11.5	14.0	3.5
1985 全 1~6月 年	16.8	18.1	17.9	18.1	14.2	30.0	4.7	54.1	24.3	42.8	8.8

(注) △印は減少を示す。
(出所) 浜勝彦『鄧小平時代の中国经济』亜紀書房 1987年 10ページ。

回復できたといえよう。この意味で、調整は八一年になってやっと決定的な成果を収めることができた⁵と評価することができるのである。

5 改革・開放の高潮

(1) 経済改革の登場

経済体制改革の必要性についての議論は、華国鋒の建設方式批判の中で登場し、一九七八年十月の党十一期三中総会で改革の必要性が認知された。最初に経済改革が本格的に取り上げられたのは七八年九月の國務院会議で、李先念副総理は、同会議の総括演説で、企業に対して必要なら独立した地位を与えるべきである、改革では、中央、地方、及び企業の積極性を合わせて考慮すべし、と述べた。¹⁶

十二月の党十一期三中総会のコミュニケは、経済改革について二点を強調した。第一に、地方と企業に経営管理のより多くの自主権を持たせ、行政権限の多くを企業としての専業公司や連合公司に移す。

第二に、党と行政部門、行政部門と企業の機能を明確にし、国家、地方、企業、個人の主体性

と積極性を高める、とした。

三中総会の決定をふまえて、一九七九年四月の党中央工作会議で、「調整、改革、整頓、向上」の「八字方針」が決まり、六月の政府活動報告では、改革について三年間探索と実験を行ない、企業に必要な自主権を与えるやり方を見いだすことになった。六月に財政経済委員会の下に、経済体制改革研究グループが設置され、八〇年五月には国務院経済体制改革弁公室に発展し、八二年五月には総理を主任とする国家経済体制改革委員会が成立した。

(2) 企業改革の推進

一九七九年には多くの工場で自主権拡大の実験が開始され、政府は実験のガイドラインとして、七月に企業自主権拡大の五つの暫定規定を公布した。主な内容は、国家計画達成の前提で、計画外生産を許す、利潤の一定比率を企業が留保できる、企業の人事自主権の拡大、等であった。

一九七九年後半には実験企業数が増え、工業・交通関係で、年末に二〇〇〇以上に、八〇年六月には六六〇〇にまで増えた。国家予算内企業の一六%と数は少ないが、生産額では六〇%、利潤額では七〇%を占めており、実験が国営優良企業で進められたことがわかる。

一九八一年に調整強化政策が実行され、国営企業が苦境に陥った。これに対応して企業の利潤の上納を確保するために、利潤の上納を請け負う「経済責任制」が導入され、八一年末には県以

上の国営企業の九〇%以上が「経済責任制」を实行するようになった。

この時期に積極的に行なわれた企業改革の一つに、多様な企業連合の推進があった。

また、改革の中できわめて大きな影響を与えたものに財政体制の改革があった。これまで毎年地方政府は中央政府と協議して財政配分を決めてきた。一九八〇年から五年間、地方政府が財政収支を一定の方式で請け負うことになった。

(3) 対外開放の進展

経済の対外開放については、文革中も、対外貿易関係、プラント・技術導入が継続されていたという基礎があったので、一九七八年末の党十一期三中総会のゴースインの下に、外国借款の受け入れ、経済特区設置、合弁企業の設置、などが急速に進展した。七九年六月には「中外合資経営企業法」(合弁法)が採択され、七月には外国投資管理委員会と輸出入管理委員会が設立された。

同年七月十五日、党中央と國務院は、広東、福建両省において内外政策ともに特殊かつ柔軟な政策を实行すること、深圳、珠海、汕頭、厦門(アモイ)に「輸出特区」を設置すること、を決定した。一九八〇年にはこれら四地域に経済特区が相次いで設立された。

一九七九年九月谷牧副総理が日本に円借款を正式に要請、十二月に一五億ドルの円借款供与が

約束された。

一九八一年の調整強化政策の展開で、宝山製鉄所第二期工事、勝利、南京、北京の石化プランなどが相次いで契約破棄、または延期となり、対外経済関係は大きな打撃を受けた。

(4) 農業政策の調整

一九七八年には、華国鋒、紀登奎、陳永貴らの指導者が推進する政治思想主導の農業政策と、趙紫陽、万里らの指導者が推進する規制緩和政策が対決し、次第に後者が勝利しつつあった。

一九七八年十二月の党十一期三中総会では、この問題が差し迫った課題となっていたため、農業問題を集中的に討議し、「中共中央の農業の発展を速める若干の問題に関する決定(草案)」と「農村人民公社工作条例(試行草案)」を策定して討議と試行のため全国に配布した。

一九七八年二月の華国鋒総理の政府活動報告の農業政策と三中総会コミニケを比較してみると、コミニケでは、「休養一服」政策の必要性が強調されており、また農民の積極性を引き出す方法が、政治思想教育から物質的利益と民主へと一八〇度転換した。コミニケでは、大寨に学ぶこと、農業機械化には触れず、「農業、林業、牧畜業、副業、漁業を同時に発展させる」方針が強調され、これは「食糧を要とする」^{かなめ}方針の一面的強行に対する批判を意味していた。自留地、家庭副業、自由市場は社会主義経済を補完するために必要なものと認められた。

表 2-2 各種農業生産責任制の普及状況

(全国の基本採算単位総数に占める割合, %)

		1980. 1	1980.12	1981. 6	1981.10	1982.11	1983末
A	定額包工	55.7	39.0	27.2	16.5		
B	專業承包		4.7	7.8	5.9		
C	連産到組	24.9	23.6	13.8	10.8		
D	連産到労	3.1	8.6	14.4	15.8		
E	部分包産到戸	0.026	0.5		3.7		
F	包産到戸	1.0	9.4	16.9	7.1	78.66	98.3
G	包干到戸	0.02	5.0	11.3	38.0		
H	(B-G) 連産責任制小計	29.0	51.8	64.2	81.3		
I	A-G 合計	84.7	90.8	91.2	97.8		

(注) 基本採算単位は大部分が生産隊となっている。

(出所) 1980年1月～1981年10月は、『経済学周報』1982年1月11日。1982年11月は『中国農業年鑑』1983年版。1983年末は『中国農業年鑑』1984年版。

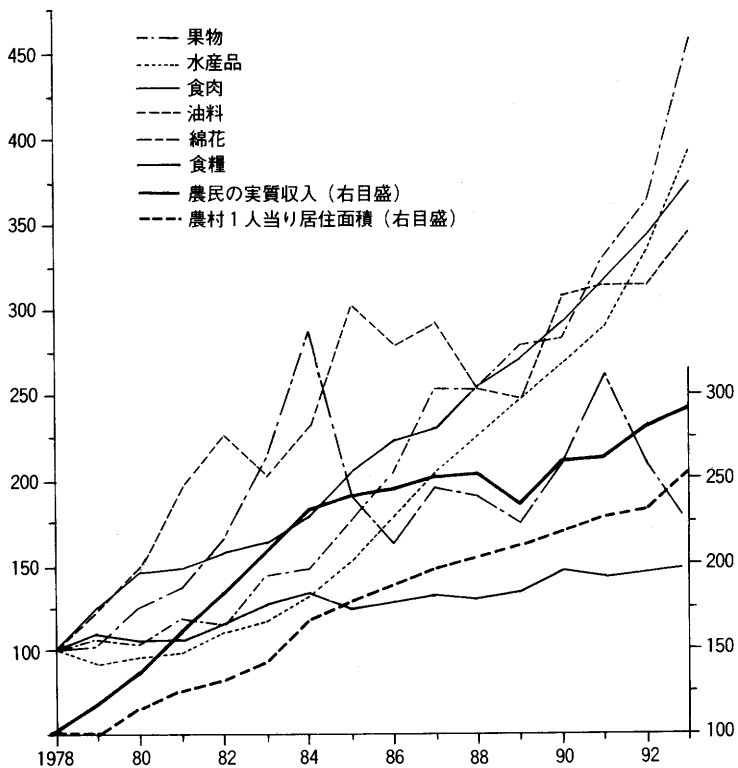
ここで農産物価格の引き上げも決まった。

(5) 農業改革における突破

一九七八年十二月の党十一期三中総会コミ
 ユニケは、「人民公社の各級の経済組織は、
 労働の量と質にもとづいて報酬を計算し、平
 均主義を克服しなければならない」という方
 針を示し、七九年から各種の農業生産責任制
 導入の動きが始まった。

生産量にリンクした生産責任制(連産責任
 制)の各種の試みが、一九八〇年以降さかん
 に行なわれ、その中から農家生産請負制(包
 産到戸)と農家経営請負制(包干到戸)が次第
 に主流を占めるようになってきた。表2-2
 に見られるように、農家請負制(E+F+
 G)普及率は、八〇年末の一四・九%から、

図2-1 中国農業生産の向上と農民生活の改善 (1978=100)



八一年十月の四八・八%と、八一年には過半数に達し、さらに八二年十一月には七九%、八三年末には九八%と、尻上がりに普及のテンポを速めて、ほとんどの生産隊（基本採算単位）で農家による経営請負制が実行されることになった。

人民公社体制の下で、生産隊を基本採算単位とする三級所有制（人民公社、生産大隊、生産隊）が優れた体制とされてきた。農家生産請負制（包産到戸）は、文革中、人民公社を揺るがす、社会主義と相いれないものとされて批判を受けてきた。このため、農家生産請負普及の過程では、党内での論争がさけられなかった。

初期に普及が行なわれた安徽省での万里省長の努力、一九八〇年五月三十一日の鄧小平の支持談話、が大勢を決するのに貢献した。

家族経営の普及は、農産物買付け価格引き上げ、化学肥料の増産と相まって食糧と農産物の大増産と農民収入の急上昇をもたらした。（図2-1参照）

食糧生産は、一九八四年に四億七三二万トンと、四億トンを突破した。七八年華国鋒主席の時期の目標であった八五年に四億トンを、一年繰り上げて達成し、八二年に策定された第六次五カ年計画の八五年目標である三億六〇〇〇万トンは八三年に突破してしまった。しかし、それは、一八〇度異なった政策が実行された結果だったのである。

農家経営が生産の主体となったことにより、集団経営体としての生産隊が不要になり、一九八四年までに人民公社は解体されて、郷政府と、協同組合組織が残った。農業での改革の成功は、

中国経済に全く新しい可能性を開くことになった。

一九八〇年の鄧小平は、六二年に毛沢東の批判で取りやめた農家生産請負制の普及を、今度は迷うことなく全面的に支持し、その結果中国農業は新しい時代に入り、人民公社体制は崩壊することになったのである。

〔注〕

- (1) 『鄧小平文選(一九七五—八二)』人民出版社 一九八三年 三五、三九ページ。
- (2) 王洪模他『改革開放的歷程』河南人民出版社 一九八九年 六一ページ。
- (3) 以下この項は主として高皋『後文革史』(上巻)台北 聯經出版事業公司 一九九三年 第五章による。
- (4) 平松茂雄『中国人民解放軍』岩波書店 一九八七年 九一—九六ページ。
- (5) 中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻選編——』(上)人民出版社 一九八二年 四八—六三ページ。
- (6) 鄧小平「堅持四項基本原則」(鄧小平文選(一九七五—八二))。
- (7) 師東兵『短暫的春秋——華國鋒下台内幕——』六二七ページ以下。
- (8) 毛里和子『現代中国政治』五〇—五一ページ。
- (9) 王洪模他『改革開放的歷程』一五一—一五五ページ。
- (10) 『鄧小平文選(一九七五—八二)』二五八ページ。

- (11) 以下は、拙著『鄧小平時代の中国経済』第二章三節を参照。
- (12) 『経済学動態』一九八〇年九号。
- (13) 『鄧小平文選』第三卷 人民出版社 一九九三年 六四ページ。
- (14) 『三中全会以来——重要文件選編——』上 五三一―五三二ページ。一九八三年出版の『鄧小平文選（一九七五―八二）』では、この項はカットされた。一九九四年版ではこの項がまた復活した。
- (15) 第4項の詳細論については、拙著『鄧小平時代の中国経済』第一章三―四節を参照されたい。
- (16) 第5項の詳細論については、同右書 第三章 一―五節を参照されたい。